

児童虐待を考える

子どもたちが地域の中で
健やかに育ってほしい



写真は、地域のボランティアの皆さんによる子育て支援活動「ふれあいサークル」の様子

「児童虐待」が社会の深刻な問題となっています。全国的に児童相談所などへの児童虐待に関する相談件数が増えています。これは、最近の核家族化の進行や、近所づきあいの希薄化などにより、養育力の不足している家庭の増加などが原因といわれています。

『児童虐待』は、子どもの心身の発達や人格の形成に大きな影響を与え、虐待を受けた子どもが親になつたときに虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、子どもの生涯、さらには世代を超えて深刻な影響をもたらす恐れがあり、社会全体で早急に対応すべき重要な課題といえます。

このため、国では、昨年10月に「児童虐待の防止等に関する法律」を改正し、児童相談に関する体制の強化などを図るとともに、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、意識啓発に取り組んでいます。光市でも、今年2月に「児童虐待防止ネットワーキング連絡協議会」を設置し、関係機関や関係団体との連携を強化して、児童虐待防止に向けた取り組みを進めています。

今回は、私たち市民特派員が市の担当課などを取材し、この『児童虐待』について考えてみました。

児童虐待の現状と市の取り組み

児童虐待とは…

松永 最近、児童虐待ということが大きく叫ばれていますが、どのような状況なのでしょう。

竹本 18歳未満の児童に対して、保護者が「児童虐待防止法」にそむく行為を「児童虐待」と言いますが、法律では次の4種類が定義されています。

身体的虐待：殴る、蹴る、溺れさせる、異物を飲ませるなど

性的虐待：子どもへの性交、性的行為の強要など

ネグレクト（養育放棄）…家に閉じ込める、病気やケガをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えないなど

心理的虐待：言葉による脅し、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱いなど

松永 児童虐待の件数は、どのような傾向にあるのですか。

竹本 全国の児童相談所での相談処理件数は、平成15年度が2万6569件、平成16年度が3万2979件と増加傾向にあります。ただし、これは、平成16年10月の児童虐待防止法の改正により、児童相談所に通告しなければならぬ対象が、これまでの「児童虐待を受けていると確認できた児童」から「児童虐待を受けていると疑われる児童」になったことも要因の一つになっていると考えられます。

また、児童虐待による全国の死亡件数は、平成12年11月からの2年6か月間で、1255件起きています。これは、虐待により1週間に1人の児童が亡くなっている計算になります。

松永 先ほどの4つの種類別虐待の割合は、どのようなようになっているのでしょうか。

竹本 下のグラフのとおりです。山口県の相談処理件数が162件と少ないので、およその目安ですが、全国と比べて「ネグレクト」の占める割合が高いのが特徴です。

松永 「虐待」と「しつけ」の区別が難しいと思うのですが、どうなのでしょう。

竹本 基本的に暴力による「しつけ」は存在しないと思っています。「虐待」の定義はあくまで子ども側の定義であり、たとえ親に愛があっても、子ども側にとって有害な行為であれば「虐待」となります。親側の視点ではなく、子ども側に視点を向けて考える必要があります。

「通告」は困っている親子が「よき援助者」に出会えるきっかけづくり

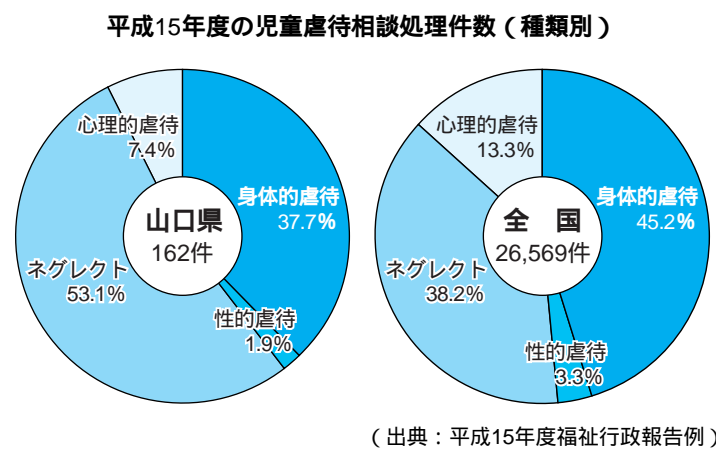
松永 では、実際に虐待が疑われる児童を発見した場合、どのようにすれば良いのでしょうか。

竹本 すぐに児童相談所が市役所に「通告」してください。

周南児童相談所
0834(21)0554

市役所社会課児童家庭係
0833(74)3005

松永 通告をすると、自分がしたのがわかってしまうのではないかと心配になります。また、「虐待」と言い切れないような迷っているときでも、通告するべきでしょうか。



竹本 通告は匿名でも構いませんし、児童虐待防止法では「通告した者を特定させるような情報を漏らしてはいけない」と規定されていますので、安心してご連絡ください。

そして、「虐待」があるかどうかを探すのではなく、苦しい思いをしつづける親子が「よき援助者」に出会うきっかけになるのですから、そのためにも連絡をしていただきたいと思っています。また、児童の安全にかかわることであれば、通告後48時間以内に行動を起こす必要がありますので、状況は可能な限り詳しく教えていただきたいと思います。



社会課児童家庭係長
たけもと みおる
竹本 穂さん



市民特派員
まつなが なおみ
松永 直美さん